

第4期 特定健康診査等実施計画

対象期間：令和6年4月1日 から 令和12年3月31日

神奈川県建設業健康保険組合

令和6年4月

背景及び趣旨

わが国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化に伴い、医療費は増加の一途をたどり、保険者において、より一層の医療費の抑制対策が求められている。特に生活習慣病に関しては、死亡原因の約6割を占めていることを鑑み、生活習慣病予防・重症化予防が緊急の課題となっている。

このような状況に対応するため、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその結果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条により、令和6年度より6年1期とする「第4期特定健康診査等実施計画」を定めることとし、令和6年4月から本計画に基づき、より効率的かつ効果的な特定健康診査及び特定保健指導を実施する。

神奈川県建設業健康保険組合の現状

当健康保険組合は、土木建築等を主たる業とする事業所が加入している総合健康保険組合である。令和6年1月末の加入事業所数は225社であり、ほぼ全てが神奈川県内に所在している。ただし、支店や営業所が神奈川県外に所在する加入事業所もわずかにある。

中小規模の加入事業所が多く、被保険者が20人未満の事業所が全体の72.9%を占めており、また、一事業所あたりの平均被保険者数は20.8人である。

被保険者の平均年齢は47.9歳であり、男性が全体の78.1%を占めている。

なお、令和4年度における特定健康診査の受診率は、被保険者が83.2%、被扶養者が39.3%、全体が71.6%であった。

第一 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の「生活習慣病」の発症や重症化の予防を目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診を行い、その結果に基づいて抽出された対象者に対して保健指導を行う。

生活習慣病の発症には、「内臓脂肪の蓄積」が大きく関与しているため、内臓脂肪を蓄積している加入者に対して運動、食事、睡眠、喫煙等の生活習慣の改善を促し、内臓脂肪を減少させることで生活習慣病の発症予防が可能である。

生活習慣病の発症を予防することができれば、通院患者の減少、さらには重症化や合併症の発症を抑え、入院患者の減少も図ることができ、将来的な医療費の伸びの抑制に繋げるという考え方を基本とする。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

加入者の健康の保持や医療費適正化等の観点から、特定健康診査及び特定保健指導の実施は極めて重要な保険者機能であり、そのためには受診率及び実施率の向上が優先課題となる。機関誌やホームページ等での周知徹底を図るなど、実情に合わせた受診及び実施を促進する。

3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

加入事業所の実施する労働安全衛生法に基づく健康診断と、当健康保険組合が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施する特定健康診査の項目を含む健康診断を、共同で実施する。

当該健康診断は、主に契約健診機関にて受診する「生活習慣病健診」及び「人間ドック」と、集合契約による健診機関にて受診する「特定健診」を実施する。また、契約健診機関以外にて受診した健康診断については、申請に基づいて費用補助を実施する。

健診結果は、契約健診機関または加入事業所から受領し、当該健診結果に基づいて特定保健指導を加入事業所と共同で実施する。

第二 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項

1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の目標実施率は、国の基本指針が示す目標値である85.0%とする。また、これを達成するために、令和6年度以降の目標実施率は、以下のとおりとする。

目標実施率

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者	86.6%	88.3%	90.0%	91.8%	93.5%	95.2%
被扶養者	50.7%	51.7%	52.7%	53.7%	54.7%	55.8%
全体	77.3%	78.8%	80.4%	81.9%	83.5%	85.0%

2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の目標実施率は、国の基本指針が示す目標値である30.0%とする。また、これを達成するために、令和6年度以降の目標実施率は、以下のとおりとする。

目標実施率

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被保険者	28.3%	28.8%	29.2%	29.8%	30.2%	30.8%
被扶養者	16.2%	16.7%	17.1%	17.1%	17.6%	17.6%
全体	27.6%	28.0%	28.5%	28.9%	29.5%	30.0%

3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和11年度における特定健康診査等の実施の成果に係る目標は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の効果を反映させるため、令和5年度の特定保健指導対象者と比較した特定保健指導対象者の減少率とし、目標値は、国の基本指針が示す目標値である25.0%とする。

第三 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項

1. 特定健康診査の対象者数に関する事項

被保険者

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対 象 者 数	3,179人	3,179人	3,179人	3,179人	3,179人	3,179人
目 標 実 施 者 数	2,753人	2,808人	2,863人	2,917人	2,972人	3,027人
目 標 実 施 率	86.6%	88.3%	90.0%	91.8%	93.5%	95.2%

被扶養者

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対 象 者 数	1,112人	1,112人	1,112人	1,112人	1,112人	1,112人
目 標 実 施 者 数	564人	575人	586人	598人	609人	620人
目 標 実 施 率	50.7%	51.7%	52.7%	53.7%	54.7%	55.8%

全 体

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対 象 者 数	4,291人	4,291人	4,291人	4,291人	4,291人	4,291人
目 標 実 施 者 数	3,317人	3,383人	3,449人	3,515人	3,581人	3,647人
目 標 実 施 率	77.3%	78.8%	80.4%	81.9%	83.5%	85.0%

2. 特定保健指導の対象者数に関する事項

積極的支援 及び 動機付け支援

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
積極的支援対象者	396人	390人	384人	379人	373人	367人
目 標 実 施 者 数	108人	108人	109人	109人	110人	110人
目 標 実 施 率	27.3%	27.7%	28.4%	28.8%	29.5%	30.0%
動機付け支援対象者	270人	266人	262人	258人	254人	250人
目 標 実 施 者 数	76人	76人	75人	75人	75人	75人
目 標 実 施 率	28.1%	28.6%	28.6%	29.1%	29.5%	30.0%
対 象 者 計	666人	656人	646人	637人	627人	617人
目 標 実 施 者 数	184人	184人	184人	184人	185人	185人
目 標 実 施 率	27.6%	28.0%	28.5%	28.9%	29.5%	30.0%

3. 特定健康診査等の実施方法に関する事項

当健康保険組合の特定健康診査は、主に契約健診機関にて受診する「生活習慣病健診」及び「人間ドック」と、健康保険組合連合会における集合契約健診機関にて受診する「特定健診」を実施する。また、契約健診機関以外にて受診する健康診断については、申請に基づいて費用補助を実施する。

健診結果は、契約健診機関または加入事業所から受領し、当該健診結果に基づいて特定保健指導を加入事業所と共同で実施する。

① 実施場所

特定健康診査は、主に契約健診機関や任意の健診機関を実施場所とする。加入事業所や公共施設等を巡回して行う健康診断の場合は、当該加入事業所または公共施設等を実施場所とする。

特定保健指導は、加入事業所または加入事業所担当者が指定する会場を実施場所とする。

② 実施期間

特定健康診査は、契約健診機関にて受診する「生活習慣病健診」及び「人間ドック」の場合は通年とし、健康保険組合連合会における集合契約健診機関にて受診する「特定健診」の場合は、特定健康診査受診券に記載の有効期限までとする。また、契約健診機関以外にて受診する健康診断は通年とする。

特定保健指導は、通年とする。

③ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施する特定健康診査の項目を含む健康診断とする。

④ 案内・周知方法

特定健康診査は、加入事業所への通知による案内・周知を実施する。また、機関誌やホームページ等による周知を併せて実施する。被扶養者に対しては、特定健康診査受診券の送付により案内・周知を実施する。

特定保健指導は、被保険者に対しては、加入事業所への通知による案内・周知を実施する。また、機関誌やホームページ等による周知を併せて実施する。被扶養者に対しては、案内通知の送付により案内・周知を実施する。

⑤ 受診方法

特定健康診査は、健診機関へ予約を行い、資格確認を行ったうえで受診する。

特定保健指導は、加入事業所を通じて特定保健指導委託業者へ予約を行い、初回面接を実施し、その後の継続支援を行ったのちに最終評価を実施する。

⑥ 外部委託

特定健康診査は、健診機関との個別契約または健康保険組合連合会との集合契約を締結のうえ委託する。

特定保健指導は、特定保健指導委託業者と個別契約を締結のうえ委託する。

⑦ 健診結果等の受領方法

特定健康診査は、契約健診機関にて受診する「生活習慣病健診」及び「人間ドック」の場合、または健康保険組合連合会における集合契約健診機関にて受診する「特定健診」の場合は、契約健診機関からの電子データにより受領する。また、契約健診機関以外にて受診する健康診断の場合は、加入事業所からの電子データまたは紙媒体による健診結果を受領する。健診結果は、当健康保険組合にて保管する。

特定保健指導は、特定保健指導委託業者から、電子データにより受領する。特定保健指導結果は、当健康保険組合にて保管する。

4. 個人情報の保護

当健康保険組合は、神奈川県建設業健康保険組合「個人情報保護に関する基本指針（プライバシーポリシー）」を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。また、データの利用者は当健康保険組合における庶務課職員に限る。外部委託する場合は、利用範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

5. 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

本計画の内容は、当健康保険組合のホームページに掲載することで公表・周知する。

6. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画は、健康管理事業推進委員会等において、随時、実施状況等を報告し、必要に応じて見直しを行う。

7. その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

当健康保険組合に所属する特定健康診査及び特定保健指導に係る業務を行う役職員には、特定健康診査及び特定保健指導に関する研修等に随時参加させる。